

大田区1か月児健康診査受診費用助成制度のご案内

【制度が変わります】令和8年10月1日受診分から、原則は「都内共通の受診票」での受診となります

大田区では、生後概ね1か月頃に受診する健康診査費用の全額又は一部を助成します。

1 助成対象者（次の項目のすべてに該当する方が対象です）

- (1) 令和7年4月1日以降に出生した児であること
- (2) 1か月児健康診査の受診時に、対象児が大田区内に住民登録があること
- (3) 受診時に、対象児及び養育者が住民票上、同じ世帯であること
- (4) 日本国内の医療機関で受診した健康保険の適用を受けていない健康診査であること
- (5) 健康診査の結果が母子健康手帳に記録されていること

2 申請期限

健康診査を受診した日から起算して1年を経過する日の前日まで

※申請日は、郵便局の消印日（当日消印有効）となります。

3 助成金額（上限額を超える部分は自己負担となります）

上限額 6,000 円（助成対象者一人につき1回限り。健康診査に要した費用を助成します。）

4 申請に必要な書類（提出書類は返却いたしません）※令和8年9月までの受診分

- (1) 大田区1か月児健康診査受診費用助成申請書（区ホームページからダウンロードできます）
- (2) 健康診査を受診した医療機関の領収書及び明細書（いずれもコピー可）
- (3) 母子健康手帳のコピー（1か月児健康診査のページに医療機関が記載したもの）

5 助成の決定、振込 ※令和8年9月までの受診分

区で申請内容の審査を行い、助成額を決定します。ご指定口座への助成金の振込及び決定通知の郵送までは、申請受付から3か月程度かかります。予めご了承ください。

【ご注意ください】令和8年10月1日以降に受診される方へ（助成の方法が変わります）

令和8年10月1日以降は、原則、「都内共通の受診票」を医療機関に持参のうえ、受診ください。受診費用が助成上限額以内の場合は、医療機関でのお支払いは発生しません。

（助成上限額を超える場合は、医療機関で差額を直接お支払いいただきます。）

受診票は、母子健康手帳の交付時に区から配付いたします。

他自治体から転入された場合など、お手元がない場合は区までお問い合わせください。

【東京都外の医療機関で受診される場合】

令和8年10月1日以降に、里帰りなどにより東京都外の医療機関で受診される場合は、引き続き、申請書等による申請が必要です。申請時は未使用の受診票も必ずご提出ください。

6 申請先、問い合わせ先 ※郵送でご申請ください

申請先 〒144-8621 大田区蒲田5丁目13番14号

大田区役所 健康づくり課（1か月児健診担当宛）

問い合わせ先（電話）03-5744-1661

申請書のダウンロード
はこちらから↓

